

町田市学童保育クラブ指定管理者募集要項

1 募集趣旨

町田市（以下「市」という。）が設置する学童保育クラブについて、地方自治法第244条の2及び町田市学童保育クラブ設置条例第6条の規定に基づき、当該施設の設置目的を効果的に達成することができる指定管理者を以下の規定に従って募集します。

2 施設概要

今回、指定管理者の募集を行う施設の概要は以下のとおりです。

※児童数は、各年度4月1日時点のものになります。

(1) 金森学童保育クラブ

名 称	金森学童保育クラブ				
所 在 地	町田市金森東一丁目2番1号（南第三小学校敷地内（※一部小学校校舎内も使用））				
開 設 年 月	2004年4月				
建 物 構 造	軽量鉄骨造 平屋建て				
規 模	育成室延床面積 230.30㎡ ※金森学童保育クラブ独立棟部分のみの面積になります。 ※上記のほか、一時利用している小学校の教室があります。				
運 営 状 況	【2023年度事業経費の決算額】¥31,855,298- 【2023年度特別育成料収入額】¥ 354,500- 【2025年度障がい児数】1名				
年 度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
児 童 数	95名	95名	91名	96名	123名
支 援 の 単 位	3	3	3	3	4

(2) 森野学童保育クラブ

名 称	森野学童保育クラブ				
所 在 地	町田市森野二丁目21番28号（町田第四小学校敷地内（※一部小学校校舎内も使用））				

開設年月	1972年6月				
建物構造	軽量鉄骨造 平屋建て				
規模	育成室延床面積261.85㎡ ※森野学童保育クラブ独立棟部分のみの面積になります。 ※上記のほか、一時利用している小学校の教室があります。				
運営状況	【2023年度事業経費の決算額】¥42,320,481- 【2023年度特別育成料収入額】¥ 603,000- 【2025年度障がい児数】2名				
年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
児童数	127名	146名	161名	162名	180名
支援の単位	4	4	4	4	5

(3) どろん子学童保育クラブ

名称	どろん子学童保育クラブ				
所在地	町田市金森東三丁目22番24号（南第四小学校隣接地）				
開設年月	2005年4月				
建物構造	軽量鉄骨造 平屋建て				
規模	育成室延床面積247.78㎡				
運営状況	【2023年度事業経費の決算額】¥50,021,970- 【2023年度特別育成料収入額】¥ 822,500- 【2025年度障がい児数】7名				
年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
児童数	107名	112名	110名	105名	112名
支援の単位	3	3	3	3	3

(4) 金井学童保育クラブ

名称	金井学童保育クラブ				
所在地	町田市金井ヶ丘一丁目30番2号（金井小学校敷地内（※一部小学校校舎内も使用））				
開設年月	2008年1月				
建物構造	軽量鉄骨造 平屋建て				

規 模	育成室延床面積 238.49 m ²				
運 営 状 況	【2023年度事業経費の決算額】 ¥43,110,051- 【2023年度特別育成料収入額】 ¥ 584,000- 【2025年度障がい児数】 1名				
年 度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
児 童 数	93名	114名	101名	106名	119名
支 援 の 単 位	3	3	3	3	3

(5) 【新規募集】 鶴川中央学童保育クラブ

名 称	鶴川中央学童保育クラブ ※鶴川第三小学校及び鶴川第四小学校が統合することに伴い、鶴川学童保育クラブ及び鶴川第四学童保育クラブを統合します。 ※業務の引継ぎについては、業務仕様書23ページ②事前準備費「iii 指定期間満了によりクラブ業務を引継ぐ場合」に該当します。				
所 在 地	町田市鶴川六丁目5番地（鶴川第三小学校校舎内）				
開 設 年 月	1969年7月				
建 物 構 造	鉄筋コンクリート造 2階建て				
規 模	育成室延床面積 303.32 m ² ※統合により規模を変更する可能性があります。				
運 営 状 況	① 鶴川学童保育クラブ 【2023年度事業経費の決算額】 ¥28,958,286- 【2023年度特別育成料収入額】 ¥ 452,000- 【2025年度障がい児数】 0名 ② 鶴川第四学童保育クラブ 【2023年度事業経費の決算額】 ¥34,217,363- 【2023年度特別育成料収入額】 ¥ 440,000- 【2025年度障がい児数】 2名				
年 度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
児 童 数	①100名 ② 98名	① 87名 ②103名	① 82名 ② 95名	① 94名 ② 99名	① 82名 ②108名

支援の単位	①	3	①	3	①	2	①	3	①	2
	②	3	②	3	②	3	②	3	②	3

(6) 南大谷学童保育クラブ

名 称	南大谷学童保育クラブ				
所 在 地	町田市南大谷811番地1(南大谷小学校敷地内(※一部小学校校舎内も使用))				
開 設 年 月	2000年4月				
建 物 構 造	軽量鉄骨造 2階建て				
規 模	育成室延床面積245.47㎡ ※南大谷学童保育クラブ独立棟部分のみの面積になります。 ※上記のほか、一時利用している小学校の教室があります。				
運 営 状 況	【2023年度事業経費の決算額】¥53,658,089- 【2023年度特別育成料収入額】¥ 558,000- 【2025年度障がい児数】3名				
年 度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
児 童 数	120名	124名	139名	160名	163名
支 援 の 単 位	3	3	4	4	4

(7) 小山ヶ丘学童保育クラブ

名 称	小山ヶ丘学童保育クラブ				
所 在 地	町田市小山ヶ丘五丁目37番地(小山ヶ丘小学校敷地内(※一部小学校校舎内も使用))				
開 設 年 月	2005年4月				
建 物 構 造	軽量鉄骨造 平屋建て				
規 模	育成室延床面積407.82㎡				
運 営 状 況	【2023年度事業経費の決算額】¥46,345,338- 【2023年度特別育成料収入額】¥ 687,000- 【2025年度障がい児数】2名				
年 度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
児 童 数	171名	195名	187名	196名	186名

支援の単位	4	5	5	5	5
-------	---	---	---	---	---

(8) 小山学童保育クラブ

名 称	小山学童保育クラブ				
所 在 地	町田市小山町944番地（小山小学校敷地内）				
開 設 年 月	2005年4月				
建 物 構 造	軽量鉄骨造 平屋建て				
規 模	育成室延床面積355.46㎡				
運 営 状 況	【2023年度事業経費の決算額】 ¥35,256,546- 【2023年度特別育成料収入額】 ¥ 195,000- 【2025年度障がい児数】 0名				
年 度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
児 童 数	107名	120名	128名	120名	100名
支援の単位	3	3	3	3	3

(9) 桜の森学童保育クラブ

名 称	桜の森学童保育クラブ				
所 在 地	町田市小山田桜台二丁目7番地（小山田南小学校校舎内）				
開 設 年 月	2017年4月				
建 物 構 造	鉄骨造 2階建て				
規 模	育成室延床面積194.37㎡				
運 営 状 況	【2023年度事業経費の決算額】 ¥34,637,208- 【2023年度特別育成料収入額】 ¥ 386,500- 【2025年度障がい児数】 3名				
年 度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
児 童 数	66名	72名	88名	84名	100名
支援の単位	2	2	3	2	3

(10) 南第一さくら学童保育クラブ

名 称	南第一さくら学童保育クラブ				
-----	---------------	--	--	--	--

所在地	町田市南町田一丁目10番1号（南第一小学校校舎内）				
開設年月	2016年4月				
建物構造	鉄筋コンクリート造 3階建て				
規模	育成室延床面積165.41㎡				
運営状況	【2023年度事業経費の決算額】 ¥38,857,966- 【2023年度特別育成料収入額】 ¥ 714,000- 【2025年度障がい児数】 2名				
年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
児童数	108名	116名	139名	164名	117名
支援の単位	3	3	4	4	3

(11) みわっこ学童保育クラブ

名称	みわっこ学童保育クラブ				
所在地	町田市三輪町330番地1（三輪小学校敷地内）				
開設年月	2017年4月				
建物構造	鉄骨造 2階建て				
規模	育成室延床面積298.01㎡				
運営状況	【2023年度事業経費の決算額】 ¥27,801,279- 【2023年度特別育成料収入額】 ¥ 157,000- 【2025年度障がい児数】 0名				
年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
児童数	68名	73名	82名	88名	94名
支援の単位	2	2	2	3	3

3 指定期間

2026年4月1日から 2029年3月31日までの <u>3年間</u>	鶴川中央学童保育クラブ	
2026年4月1日から 2031年3月31日までの <u>5年間</u>	金森学童保育クラブ	小山ヶ丘学童保育クラブ
	森野学童保育クラブ	小山学童保育クラブ

	どろん子学童保育クラブ	桜の森学童保育クラブ
	金井学童保育クラブ	南第一さくら学童保育クラブ
	南大谷学童保育クラブ	みわっこ学童保育クラブ

※市の事業計画変更等により指定期間が変更となる可能性があります。

4 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 指定管理業務

- ア 学童保育クラブに入会した学童の保育に関する業務
- イ 学童保育クラブに入会した学童の特別保育の利用の承認に関する業務
- ウ 学童保育クラブの施設及び設備の維持管理に関する業務
- エ 前各号に掲げるもののほか、市長が指定した業務

(2) 自主事業

自主事業とは、指定管理者が市の承認を得て、魅力ある事業を独自に展開するものです。指定管理者は、自己の責任及び費用により、自主事業を実施することができます。

※ 詳細は「町田市学童保育クラブ業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

5 運営に係る基本的事項

(1) 開所日

毎週月曜日から土曜日までの6日間（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。）とします。

(2) 開所時間

ア クラブの開所時間（以下「開所時間」という。）は、原則、平日については下校時から午後7時とし、土曜日及び小学校休業日等については午前8時から午後7時までとする。ただし、学童の下校時刻に合わせて開所するものとする。

イ 前号の規定にかかわらず、支援の単位（放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われる

ものをいい、一の支援の単位を構成する利用者数はおおむね40人以下とする。)が複数あるクラブの場合、一の支援の単位を除き、開所時間を、平日については下校時から午後6時までとし、土曜日及び小学校休業日等については午前8時30分から午後6時までとすることができる。ただし、学童の下校時刻に合わせて開所するものとする。

(3) 保育時間

下校時から午後6時まで。ただし、土曜日及び小学校の休業日等は午前8時30分から午後6時までとします。

なお、特別保育の利用申込があった場合は、下校時から午後7時まで、土曜日及び小学校の休業日等は、午前8時から午後7時までとします。

(4) 育成料等

ア 育成料

市は、条例にて定めた額を育成料として、入会児童の保護者から徴収します。

イ 特別育成料

指定管理者は、条例にて定めた額を特別育成料として、特別保育利用児童の保護者から徴収し、自己の収入とします。

(5) その他

その他事業の実施にあたっては、条例、条例施行規則及びその他関係法令、仕様書並びに市の指導に沿って行うことを求めます。

なお、条例等が指定期間内に改正された場合は、改正された条例等に従って事業を実施するものとします。

6 指定管理料

指定管理業務にかかる経費に対し、市は指定管理料を支払います。指定管理料の提案金額の上限は下表のとおりとします。

なお、指定管理料は、市の予算査定の結果を経て、年度協定書において確定するものであり、提案額を保証するものではありません。指定管理料の支払時期及び方法等は協定で定めます。

(単位:円)

年度	支援の単位					
	1	2	3	4	5	6

2026年度	23,966,654	35,904,991	48,953,517	55,653,589	68,702,115	79,517,283
2027年度	24,427,576	36,365,913	49,414,439	56,114,511	69,163,037	79,978,205
2028年度	24,888,498	36,826,835	49,875,361	56,575,434	69,623,959	80,439,128
2029年度	25,349,420	37,287,758	50,336,283	57,036,356	70,084,882	80,900,050
2030年度	25,810,342	37,748,680	50,797,205	57,497,278	70,545,804	81,360,972

【参考】 指定管理料算出の考え方

$$\text{指定管理料} = \text{クラブの管理運営に係る経費} - \text{特別育成料、寄付、雑費等の収入}$$

7 応募資格に関する事項

(1) 応募の資格

学童保育クラブ、認可保育所、認証保育所、幼稚園、認定こども園等の子どもに関する施設の運営実績等があり、市に本店を有する法人又は市に契約の代理人としている営業所を有する法人であること。（以下「法人」という。）

(2) 欠格事項

応募する法人は、次の事項のいずれにも該当しない法人に限ります。また、その旨を保証するものとして、「様式 1 - 7 指定管理者の応募申請に関する誓約書」を提出してください。

- ア 応募書類提出時点において、町田市で入札参加停止処分を受けている者
- イ 法人税、市都民税等が課税される団体にあつて、それらを滞納している者
- ウ 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
- エ 会社更生法、民事再生法による更正・再生手続中である者
- オ 指定管理者の責めに帰すべき事由により、町田市において 2 年以内に指定の取り消しを受けた者
- カ 代表者、役員又はその使用人が刑法第 96 条の 3 又は第 198 条に違反する容疑があつたとして逮捕若しくは送検され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された日から 2 年を経過しない者
- キ 法人又は代表者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者

- ク 反社会的勢力 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定するもの）、暴力団員等（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動又は政治活動を標榜して不法行為を行う者又は団体、その他不当要求等の反社会的活動を行う者又は団体

8 指定までのスケジュール

募集要項等の公表	4月1日（火）
説明会の申込期間	4月2日（水）～4月8日（火）
説明会	4月9日（水）
質問の受付期間	4月10日（木）～4月15日（火）
質問への回答	4月22日（火）
応募書類の提出期間	5月7日（水）～5月14日（水）
一次審査（書類選考）	5月15日（木）～
プレゼンテーション資料の提出期限	5月28日（水）又は別途市が指定する期日まで*
二次審査（選考委員会等）	7月7日（月）、14日（月）、24日（木）のうちいずれか一日を予定
最終審査（市の選定会議）	7月下旬以降
候補者の選定結果通知	8月上旬以降
指定管理者の指定通知	10月上旬以降

※応募団体が4団体以上あった場合は、一次審査の結果と合わせて提出期限をお知らせします。

9 応募手続

（1）募集要項等の公表

募集要項及び業務仕様書の指定様式及びその他の参考資料等は、市ホームページからダウンロードしてください。窓口での配布はしていません。

市ホームページ>市政情報>指定管理者制度>指定管理者の募集情報の公表

（2）説明会

本募集に関する説明会を次のとおり開催します。応募を予定している法人はできる限り参加してください。ただし、会場の都合により説明会への参加は各団体

2名以内とさせていただきます。

ア 開催日時 2025年4月9日（水）午前10時から11時まで

イ 開催場所 市庁舎8階 会議室8-2

ウ 申込方法 2025年4月8日（火）午後5時までに募集要項別紙3「学童保育クラブ指定管理者説明会参加申込書」により、電子メールでお申込みください。

メールアドレス mcity7470@city.machida.tokyo.jp

エ 持ち物 募集要項・業務仕様書

※市ホームページより印刷し、ご持参ください。

（3）質問及び回答

募集要項等の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

なお、質問は説明会に参加した団体に限ります。

ア 受付期間 2025年4月10日（木）から4月15日（火）午後5時まで

イ 質問の方法 「【募集要項別紙4】質問書」を電子メールで送付してください。メールの件名は「【学童保育クラブ】質問について（法人名）」としてください。

メールアドレス mcity7470@city.machida.tokyo.jp

※電話や来訪等、口頭による質問は受け付けません。また、本質問書以外の形式での質問は受け付けません。

ウ 質問の回答 2025年4月22日（火）に市ホームページに掲載します。質問への回答書は、本要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとします。ただし、やむを得ない事情により回答が遅れる場合は、市ホームページで周知します。

（4）応募書類の受付

「【募集要項別紙1】添付書類一覧」のとおり、提出期間内に直接持参してください。

提出期間内に、所定の書類が整わなかった場合は、原則、受付はできません。内容を確認の上、期限にゆとりを持ってご提出ください。また、応募書類は理由の如何に関わらず返却しません。

ア 提出期間

2025年5月7日（水）から5月14日（水）まで
受付は午前9時から午後5時まで（土日祝日及び正午から午後1時までは除く）

イ 提出場所

町田市森野2丁目2番22号 市庁舎2階202番窓口
町田市子ども生活部児童青少年課学童保育係
電話 042-724-2182（直通）

10 応募にかかる留意事項

(1) 関係法令の遵守

応募書類の作成にあたっては、関係法令を遵守してください。

(2) 応募内容の変更禁止

応募書類の受付期間後は、提出された書類の内容を変更・追加することはできません。ただし、市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求める場合があります。

(3) 複数提案の禁止

応募は、一団体につき一案とし、複数の提案はできません。

(4) 応募者が運営する施設の実地調査

市が必要と認める場合は、応募者が運営する施設の実地調査を行います。

(5) 情報公開請求への対応

応募書類は、町田市情報公開条例に基づく情報公開請求があったときは、条例に基づき、原則として公開します。

(6) 費用の負担

応募に関する費用は、すべて応募者の負担とします。

(7) 資料の取扱い

市が提供する資料は、応募に関わる検討以外の目的で使用することを禁じます。

(8) 接触の禁止

応募者が、学識経験者で構成する選考委員会の委員や市担当の職員と接触することを禁じます。

(9) 不正な行為

応募書類に虚偽又は不正があったと認めるとき、その他不正な行為があったと

認めるときは、選定対象から除外します。

1 1 選定手続

(1) 書類選考による一次審査

応募者が4団体以上の場合は、子ども生活部（以下、「施設所管部」という。）で書類選考による第一次審査を行い、上位3団体を選定し、選定された応募者の事業計画書等を選考委員会に提出します。

応募者が3団体以下の場合は、書類選考は実施せず、資格審査のみを行い、資格のある全ての応募者の応募書類の副本を選考委員会に提出します。

一次審査を通過した応募者に対して電子メールにて選考委員会の日時、場所等をお知らせします。また、市が指定する期日までにプレゼンテーション資料を提出してください。

(2) 選考委員会等による二次審査

学識経験者4名で構成する選考委員会及び施設所管部において、応募者からの提案内容を評価します。なお、選考委員会では、応募者からのプレゼンテーション、委員によるヒアリング、及び、応募書類等をもとに評価項目ごとに評価します。

(3) 市の選定会議による最終審査

施設所管部は、子ども生活部選定会議において、選考委員会及び施設所管部の採点による基準得点に、現在の指定管理者への管理運営状況評価結果である評価反映点を加えた総合選定得点が最も高かった応募者を指定管理者の候補となる者（以下「指定管理者候補者」という。）に選定します。

1 2 選定基準

(1) 評価項目及び評価基準

下表の評価項目及び評価の基準に基づき、各評価項目について1点から5点までの5段階評価による評価点を算定します。次に、評価項目の重要度に応じて設定する係数を各評価点に乗じます。

なお、施設所管部は評価項目1、2及び3を評価し、選考委員会はそれ以外の項目を評価します。選定項目3、4、6、8、9及び12は特に重要な項目として評

価します。(12は新規募集する施設のみ)

評価者	区分	No	評価項目	評価の視点
施設所管部	施設管理・運営	1	類似施設の管理実績	・子どもに関する施設（学童保育クラブ、認可保育所、認証保育所、幼稚園、認定こども園等）の管理運営において、優れた実績を有しているか。
		2	地域貢献（市内従業員の雇用率）	・市内従業員の雇用率は妥当か。
	収支状況	3	提案金額	・市が示した上限額の範囲内の金額であるか。 ・市が示した上限額に対して提案金額は適切か。
町田市指定管理者候補者選考委員会	サービスの質	4	利用者サービス向上策	・利用者満足度向上に関する実現性のある取組が示されているか。
		5	利用者意見の収集（利用者満足度調査等）	・利用者満足度調査は利用者全般から広く意見等を収集できる方法となっているか。 ・要望の受付は匿名性を担保できており、随時受け付ける体制となっているか。 ・利用者満足度調査の結果や受付けた要望を、施設の管理・運営に反映させる体制がとれているか。
	施設運営・管理	6	施設運営	・指定管理者の役割を理解し、当該施設の設置趣旨に合致する適切な運営・管理が実施されるか。 ・指定管理者としての責任を自覚し、学校・保護者と適切に情報共有できる体制にあるか。 ・児童・保護者に対する平等利用の理念や取組が明確か。
		7	情報管理	・個人情報保護の取組や体制は適切か。 ・情報セキュリティの取組や体制は適切か。 ・情報公開の取組や体制は適切か。
		8	安全管理	・安全管理及び防災・防犯対策の取組や体制は適切か。 ・病気・事故等の対応の体制は適切か。
		9	人的安定性	・配置人員及び職員の質の向上の取り組みが確保されているか。 ・サービス提供及び施設の運営・管理に必要な能力や資格を有する人員が適切に配置されるか。 ・職員の指導育成や研修体制は適切か。
		10	地域貢献（地域団体等との連携）	・市内業者との契約、地元への社会活動等への参加、地元団体との連携について示されているか。

	11	環境配慮	・節水・節電やリサイクル推進などの環境負荷低減に向けた取組は十分か。
	12	事業引継ぎ	・利用者の立場に立った事業の承継に関する考え方が示されているか。 【新規募集する施設のみ】 ・利用者の立場に立ち、環境変化の影響を最小限にとどめるための工夫が示されているか。
財務・収支状況	13	収支の適正性	・指定管理業務の収支計画は適正か（支出すべき経費が適切に計上されているか、指定管理業務以外の関係ない経費が計上されていないかなど）。
	14	財務の安全性 (指定管理者本部)	・法人の財務状況は健全か。

(2) 最低選定基準

応募者の得点が以下のような低い得点であった場合は、指定管理者候補者として選定しないこととします。

- ・ 選考委員会の委員の平均得点と、施設所管部の得点を合計した点（以下「基準得点」という。）が、配点の60％に満たなかった場合
- ・ 過半数の選考委員の採点又は施設所管部での採点において、最低評価「1」の評価項目があった場合

(3) 現在の指定管理者への管理運営状況評価結果の反映

新規募集する施設を除き、現在の指定管理者である団体が応募した場合は、次に掲げる事項に基づき、指定管理期間中の管理運営実績から決定した評価反映得点を基準得点に加減算します。

- ア 指定管理者の評価を反映する年度は、最終年度を除く指定期間の全ての年度とします。
- イ 評価結果を反映する年度の総合評価結果を点数化（S：5点～D：1点）した上で合算して対象年度数で除した平均得点（小数点以下第2位を四捨五入）に基づき、以下の基準により評価反映得点を決定します。

総合評価結果の平均得点	評価反映得点
「4.6～5点」	+基準得点の10%
「3.6～4.5点」	+基準得点の5%
「2.5～3.5点」	加減なし

「1.5～2.4点」	△基準得点の5%
「1～1.4点」	△基準得点の10%

(4) 同点の場合

以上の結果、同点であった場合は、係数の高い項目において高得点であった団体を指定管理者候補者とします。それでもなお、同点である場合は、提案金額が一番低かった団体を指定管理者候補者に選定します。

1.3 指定管理者候補者決定後の手続

(1) 指定管理者候補者の選定結果

指定管理者候補者の選定は、7月下旬以降の予定です。結果については、二次審査対象者全員に文書で通知します。

(2) 市議会の議決

指定管理者候補者の選定後、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、町田市議会に指定管理者候補者を指定管理者とする議案を付議し、議決を受けることとなります。ただし、市議会の議決を経るまでの間に指定管理者候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者候補者に選定しないことがあります。

なお、市議会の議決が得られなかった場合及び否決された場合においても、指定管理者候補者が申請に要した費用等については、一切補償しません。

(3) 指定管理者の決定

指定議案の可決後、10月上旬以降に指定通知を文書で送付します。

(4) 協定書の締結

指定管理者を指定した後、速やかに指定期間全体の「基本協定書」を締結するとともに、年度ごとに指定管理料等についての「年度協定書」を締結します。

また、事業計画において提案された内容については、原則としてそのまま実施することとしますが、選考委員会で意見が付された事項や事業計画の詳細については、改めて協議するものとします。提案した内容が一部でも認められなければ申請を辞退する場合は、必ずその旨を事業計画書の最後部に明示してください。

1.4 その他

市は、「町田市学童保育クラブ基本方針25-29」、「町田市新たな学校づくり推進計画」及び「町田市立学校施設機能別整備方針」といった市の計画等を踏まえ、「東京都認証学童クラブ事業」の実施に向けた対応（長期休業期間中の昼食提供や第三者評価の受審）等を指定管理者に対して求めることがあります。

15 問い合わせ先

町田市子ども生活部児童青少年課学童保育係

〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号

電話 042-724-2182（直通）